

納付を忘れている税金はありませんか？

▶ 問合せ 役場収納課

令和3年度に納めていただく税金の納め忘れはありませんか？
今一度ご確認をお願いします。4月になると、令和4年度の税金が課税されますので、令和3年度の税金はお早めに納付してください。

納付書がありますか？

お手元に納付書がある場合は、役場出納室または納付書裏面に記載のある金融機関・コンビニ・スマートフォン決済アプリで納付してください。紛失してしまった場合は再発行しますので、役場収納課へご連絡ください。

納期限を過ぎてしまうと…

納期限を過ぎても納付がないと「督促状」を送して納付のお知らせをします。

納付が遅れると延滞金（納期限の翌日から起算）も納付しなければならない場合がありますので、今一度納め忘れの税金がないかご確認ください。

税金を滞納してしまうと…

「督促状」や「催告書」を送付しても納付やご連絡がなく、滞納を放置すると、勤務先・取引先・金融機関等への財産調査や、財産の差押（預貯金・不動産・給与等）の滞納処分を受けることになります。納付できない事情がある場合は、必ず役場収納課へご相談ください。

便利な口座振替をご利用ください

- ①納付に出かけなくてもOK！
 - ②納め忘れの心配がないので安心！
 - ③現金を取り扱わないので安全！
- 課税されている人以外の口座からも振替が可能です。利用できる金融機関は納付書裏面に記載してあります。
- 申込みは、役場収納課または金融機関で手続きしてください。銀行の届出印が必要となります。

コンビニ納付・スマートフォン決済アプリをご利用できます！

- 利用可能なスマートフォン決済アプリ
PayPay、PayB、LINEPay、FamiPay
- スマートフォン決済アプリ使用時の注意事項
 - ①領収書の発行はできません
 - ②領収書や軽自動車の継続検査（車検）用の納税証明書が必要な人は、納付書裏面の納付場所で納付してください

※詳しくは、町ホームページをご確認ください

▶ 町ホームページ



令和4年度 町税の期別納期限一覧表

※口座振替の人は、納期限前に口座残高をご確認ください

納期月 納期限	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
税目	5月2日 (月)	5月31日 (火)	6月30日 (木)	8月1日 (月)	8月31日 (水)	9月30日 (金)	10月31日 (月)	11月30日 (水)	12月26日 (月)	1月31日 (火)	2月28日 (火)
固定資産税 都市計画税	第1期 (全期)			第2期					第3期		第4期
軽自動車税 (種別割)		定期									
町県民税			第1期 (全期)		第2期		第3期			第4期	
国民健康保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期